

平成十年国家公安委員会規則第十三号

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に
関する規則

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十三条第八項及び第三十四条の第三項の規定に基づき、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則を次のように定める。
（教習の科目の基準の細目）

- 第一条** 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。
- 一 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）及び中型自動車免許（以下「中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第一第一号から第三号までに掲げる事項
 - 二 大型免許及び中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項
 - 三 準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）並びに別表第二第一号から第三号までに掲げる事項（同表第二第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下「貨物自動車」という。）に係る教習事項を除く。）
 - 四 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあつては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）
 - 五 普通自動車免許（以下「普通免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第二第一号から第三号までに掲げる事項
 - 六 普通免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するAT普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第二第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項
 - 七 AT普通免許に係る応用走行 別表第二第四号から第九号までに掲げる事項
 - 八 大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）及び普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第三第一号から第三号までに掲げる事項
 - 九 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応用走行 別表第三第四号から第七号までに掲げる事項
 - 十 大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）及び普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第四第一号、第二号（大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあつては、転回を除く。）及び第三号に掲げる事項
 - 十一 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項
 - 十二 普通第二種免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するAT普通第二種免許（以下「AT普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項
 - 十三 AT普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号から第十号までに掲げる事項（前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。）

2

- 一 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
- 二 現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
- 三 現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る技能教習 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項
- 四 現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

3

- 五 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習 別表第三第一号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項
- 六 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項
- 七 現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項
- 府令第三十三条第一項第二号に規定する学科教習（以下「学科教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。
- 一 大型免許、中型免許 準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科（一） 別表第五第一号に掲げる事項
- 二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科（二） 別表第五第二号から第四号までに掲げる事項
- 三 大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）に係る学科（一） 別表第五第一号に掲げる事項
- 四 大型特殊免許に係る学科（二） 別表第五第四号に掲げる事項
- 五 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科（一） 別表第六第一号及び第二号に掲げる事項
- 六 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科（二） 別表第六第三号から第五号までに掲げる事項
- 七 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学科教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。
- 一 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項
- 二 現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型免許又は

- 中型免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項
- 三 現に普通免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項
- 四 現に大型特殊免許を受けている者（前号又は次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識
- 五 現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者（第三号に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識
- 六 現に普通自動車運転を運転することができる免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識
- 七 現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識
- 八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）
- 九 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊

自動車第二種免許（以下「大型特殊第二種免許」という。）又は牽引自動車第二種免許（以下「牽引第二種免許」という。）のいづれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習、別表第六第二号から第四号までに掲げる事項

十 現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習、別表第六第二号から第四号までに掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識（教習時間の基準の細目）

第二条 府令第三十三条第一項に規定する技能教習及び学科教習の教習時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 大型免許又は中型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

二 大型免許又は中型免許に係る学科（二）（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

三 準中型免許に係る基本操作及び基本走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項に係る教習を三時限行うこと。

四 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

五 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項に係る教習を五時

限、六時限又は七時限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

六 準中型免許に係る学科（二）（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

七 準中型免許に係る学科（二）（現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

八 準中型免許に係る学科（二）（現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を二時限及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習を一時限行うこと。

九 普通免許に係る応用走行 別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十 普通免許に係る学科（二）別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十一 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る応用走行（現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第三第六号に掲げる事項に係る教習を二時限行うこと。

十二 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第五第二号に掲げる事項及び自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識に係る教習を一時限行うこと。

十三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十四 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科（二）（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第六第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

十五 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科（二）（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

（教習方法の基準の細目）

第三条 府令第三十三条第五項第一号ハ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第八号に掲げる事項の一部について行う教習であつて、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することとが困難になることを体験することによるもの（以下「眩惑等体験教習」という。）

二 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第八号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習府令第三十三条第五項第一号ニ（府令第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第十号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させ

ることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項、別表第二第四号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）並びに同表第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習（別表第一第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

五 普通免許に係る技能教習 別表第二第四号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）同表第五号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）及び同表第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第十号に掲げる事項に係る教習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第五号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又は別表第四第七号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）

八 府令第三十三条第五項第一号ホ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型

第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第三号及び第七号から第九号まで並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習（別表第一第七号及び別表第二第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

五 普通免許に係る技能教習 別表第二第五号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）及び同表第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）

府令第三十三条第五項第一号又（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を

含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第三号、第六号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習（次項において「荷重教習」という。）に限る。）

三 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

四 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

府令第三十三条第五項第一号ル（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重教習に限る。）

二 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

二 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習（現に普通免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習（別表第一第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）

四 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

五 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

府令第三十三条第五項第一号ワ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習とする。

府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又

は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

（以下この項において「日没時教習」という。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下この項において「凍結路面教習」という。）を行う場合に限る。第四号において同じ。）

三 準中型免許に係る技能教習（現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。）を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

（貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行（交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を

を予測した運転に必要な技能に基づく走行を（を除く。）並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項（方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。）及び同表第七号に掲げる事項に係る教習（別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習に限る。）又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限る、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することのできない状態で行う運転に係る危険を除くを予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。次号において同じ。）

ハ 普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習 別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるもの）に限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することのできない状態で行う運転に係る危険を除くを予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。

ニ 普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）に係る技能教習 別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるもの）に限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することのできない状態で行う運転に係る危険を除くを予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。次号において同じ。）

七 ＡＴ普通免許に係る技能教習 別表第二第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習

ハ 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

九 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験

十 普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び目覚ましを除く）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習
 十一 ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習
 第四条 前条に規定するもののほか、大型免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 府令第三十三条第五項第一号二に規定するもののほか、大型免許に係る技能教習は、四時限を超えないこと。ただし、現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ一時限又は三時限を超えないこと。
- 二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定するものによる教習の教習時間
 は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限を超えないこと。
- 三 府令第三十三条第五項第一号チに規定するものによる教習は、（運転シミュレーターを除く。）模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと。
- 四 府令第三十三条第五項第一号又に規定するものによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限を超えないこと。
- 五 府令第三十三条第五項第一号ルに規定するものによる教習の教習時間は、二時限を超えないこと。
- 六 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定するものによる教習の教習時間は、普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、一時限を超えないこと。
- 七 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている教習の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、三時限に

第 一 項 一 号		第 一 項 二 号		第 一 項 三 号		第 一 項 四 号		第 一 項 五 号		第 一 項 六 号		第 一 項 七 号		第 一 項 八 号		第 一 項 九 号		第 一 項 十 号		第 一 項 十一 号		第 一 項 十二 号		第 一 項 十三 号		第 一 項 十四 号		第 一 項 十五 号		第 一 項 十六 号		第 一 項 十七 号		第 一 項 十八 号		第 一 項 十九 号		第 一 項 二十 号		第 一 項 二十一 号		第 一 項 二十二 号		第 一 項 二十三 号		第 一 項 二十四 号		第 一 項 二十五 号		第 一 項 二十六 号		第 一 項 二十七 号		第 一 項 二十八 号		第 一 項 二十九 号		第 一 項 三十 号		第 一 項 三十一 号		第 一 項 三十二 号		第 一 項 三十三 号		第 一 項 三十四 号		第 一 項 三十五 号		第 一 項 三十六 号		第 一 項 三十七 号		第 一 項 三十八 号		第 一 項 三十九 号		第 一 項 四十 号		第 一 項 四十一 号		第 一 項 四十二 号		第 一 項 四十三 号		第 一 項 四十四 号		第 一 項 四十五 号		第 一 項 四十六 号		第 一 項 四十七 号		第 一 項 四十八 号		第 一 項 四十九 号		第 一 項 五十 号		第 一 項 五十一 号		第 一 項 五十二 号		第 一 項 五十三 号		第 一 項 五十四 号		第 一 項 五十五 号		第 一 項 五十六 号		第 一 項 五十七 号		第 一 項 五十八 号		第 一 項 五十九 号		第 一 項 六十 号		第 一 項 六十一 号		第 一 項 六十二 号		第 一 項 六十三 号		第 一 項 六十四 号		第 一 項 六十五 号		第 一 項 六十六 号		第 一 項 六十七 号		第 一 項 六十八 号		第 一 項 六十九 号		第 一 項 七十 号		第 一 項 七十一 号		第 一 項 七十二 号		第 一 項 七十三 号		第 一 項 七十四 号		第 一 項 七十五 号		第 一 項 七十六 号		第 一 項 七十七 号		第 一 項 七十八 号		第 一 項 七十九 号		第 一 項 八十 号		第 一 項 八十一 号		第 一 項 八十二 号		第 一 項 八十三 号		第 一 項 八十四 号		第 一 項 八十五 号		第 一 項 八十六 号		第 一 項 八十七 号		第 一 項 八十八 号		第 一 項 八十九 号		第 一 項 九十 号		第 一 項 九十一 号		第 一 項 九十二 号		第 一 項 九十三 号		第 一 項 九十四 号		第 一 項 九十五 号		第 一 項 九十六 号		第 一 項 九十七 号		第 一 項 九十八 号		第 一 項 九十九 号		第 一 項 一百 号		第 一 項 一百零一 号		第 一 項 一百零二 号		第 一 項 一百零三 号		第 一 項 一百零四 号		第 一 項 一百零五 号		第 一 項 一百零六 号		第 一 項 一百零七 号		第 一 項 一百零八 号		第 一 項 一百零九 号		第 一 項 一百一十 号		第 一 項 一百一十一 号		第 一 項 一百一十二 号		第 一 項 一百一十三 号		第 一 項 一百一十四 号		第 一 項 一百一十五 号		第 一 項 一百一十六 号		第 一 項 一百一十七 号		第 一 項 一百一十八 号		第 一 項 一百一十九 号		第 一 項 一百二十 号		第 一 項 一百二十一 号		第 一 項 一百二十二 号		第 一 項 一百二十三 号		第 一 項 一百二十四 号		第 一
-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	-------------	--	------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	--------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	--------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	---------------	--	-----

項 前		一時限に を減じた 時限数	四時限に を減じた時限数、現に普通 第二種免許を受けている者 に対する教習にあつては二 時限（運転シミュレータ による教習を行う場合に あつては、二時限に当該教習 に係る時限数を加えた時 限数）を減じた時限数
前項	次項		
別表第一 第二号 行うもの とする	別表第一第二号又は別表第 二第二号若しくは第三号 行うものとし、当該無線指 導装置による教習の教習時 間は、別表第一第二号に掲 げる事項に係る教習にあつ ては一時限、別表第二第二 号又は第三号に掲げる事項 に係る教習にあつては三時 限（現に普通免許又は普通 第二種免許を受けている者 に対する教習にあつては、 一時限）を超えないこと		

5 前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号に規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。）又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限）以上、応用走行にあつては十二時限（現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限）以上行うものとする。

6 第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、普通免許（AT普通免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項 第一号	四時限	六時限
第一項 第一号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	四時限
第一項 第二号	別表第一第一号	別表第二第一号
第一項 第三号	別表第一第一号	別表第二第一号

7 第一項の規定（第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。）及び第三項の規定は、AT普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項 前項	第六項
別表第一第二号	別表第二第二号又は第三号

第一項 第七号	三時限	四時限
第一項 第七号	時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレータによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時限数
第三項 前項	別表第二第二号又は第三号	第七項

8 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 府令第三十三条第五項第一号への規定により行う教習は、別表第三第四号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものとする。

二 府令第三十三条第五項第一号トの規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレータにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うこと。

9 前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 府令第三十三条第五項第一号ニに規定する複教習の教習時間は、四時限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあつては、当該二時限連続して行った教習を含め五時限）を超えないこと。ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許、準

中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、それぞれ一時限又は三時限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあつては、当該二時限連続して行った教習を含め四時限）を超えないこと。	二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレータによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。	三 府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。	四 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。	五 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。	六 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレータによる教習を行う場合にあつては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレータによる教習を行う
--	--	---	--	---	---

場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。 10 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			前項第一号 中型第二種免許若しくは普通第二種免許 中型第二種免許又は普通第二種免許 中型第二種免許又は普通第二種免許		前項第二号及び第四号から第六号まで 中型第二種免許又は普通第二種免許 普通第二種免許		11 第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		第九項第一号 現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に若しくは普通免許者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）それぞれ一時限又は三時限 四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限） 三時限		第九項第二号 四時限 三時限		第九項第三号 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許		第九項第四号 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	-------------------------------------	--	--	--	--	--

12	第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、AT普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
	一時限	（AT普通免許を除く。） 三時限
第九項第一号	現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に對する教習又は現に若しくは普通免許	現に普通免許
第九項第二号	者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。） それぞれ一時限又は三時限	者 三時限
第九項第三号	四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に對する教習にあつては、一時限）	四時限
第九項第六号	時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に對する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	時 限 数

（指定前における教習の基準の細目）

第五条 第一条、第二条及び第四条の規定は、府令第三十四条の第三項の国家公安委員会規則で定める教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目について準用する。

附 則

この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成十年総理府令第三十号）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成一四年四月二六日国家公安委員会規則第二二号）

- 1 この規則は、平成十四年六月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現に指定自動車教習所において道路交通法施行規則及び自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成十四年内閣府令第三十四号)による改正前の道路交通法施行規則第三十三条第一項に規定する教習を受けている者に対する教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 3 新規則第三条第五項第三号の規定の適用については、この規則の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、同号中「教習を行う場合」とあるのは、「教習を行う場合その他都道府県公安委員会が適当と認める方法により教習を行う場合」と読み替えるものとする。

附 則 (平成一六年五月二八日国家公安委員会規則第二二号)

 - 1 (施行期日)
この規則は、平成十七年六月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(次項において「旧規則」という。)第一条第一項第五号に掲げる基本操作及び基本走行を修了している者は、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(次項において「新規則」という。)第一条第一項第五号に掲げる基本操作及び基本走行を修了した者とみなす。
 - 3 この規則の施行の際現に旧規則第三条第三項第一号に掲げる学科(一)を修了している者は、新規則第一条第三項第一号に掲げる学科(一)を修了した者とみなす。

附 則 (平成一六年一二月三日国家公安委員会規則第一九号) 抄

 - 1 (施行期日)
この規則は、平成十七年三月一日から施行する。
 - 2 (経過措置)
この規則の施行の際現に改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一

- 条及び第二条の規定により行われた大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習を修了している者は、改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一条及び第二条の規定により行われた大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習を修了した者とみなす。
- 附則（平成一八年二月二〇日国家公安委員会規則第五号）
- （施行期日）
- 1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に次の各号に掲げる基本操作及び基本走行を修了している者は、当該各号に定める基本操作及び基本走行を修了した者とみなす。
- 一 改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第一号の大型自動車免許に係る基本操作及び基本走行 改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下「新規則」という。）第一条第一号の中型自動車免許に係る基本操作及び基本走行
- 二 旧規則第一条第三号の普通自動車免許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一条第一号の普通自動車免許に係る基本操作及び基本走行
- 三 旧規則第一条第七号の大型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行（次号に掲げる場合を除く。） 新規則第一条第一号第七号の大型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行
- 四 旧規則第一条第七号の大型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行（全長十メートル未満又は軸距五・一五メートル未満である自動車を使用して行う場合に限る。） 新規則第一条第七号の中型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行
- 五 旧規則第一条第七号の普通自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一条第七号の普通自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行

- 3 この規則の施行の際現に次の各号に掲げる応用走行を修了している者は、当該各号に定める応用走行を修了した者とみなす。
 - 一 旧規則第一条第一項第二号の大型自動車免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第二号の中型自動車免許に係る応用走行
 - 二 旧規則第一条第一項第四号の普通自動車免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第四号の普通自動車免許に係る応用走行
 - 三 旧規則第一条第一項第八号の大型自動車第二種免許に係る応用走行（次号に掲げる場合を除く。） 新規則第一条第一項第八号の大型自動車第二種免許に係る応用走行
 - 四 旧規則第一条第一項第八号の大型自動車第二種免許に係る応用走行（全長十メートル未満又は軸距五・一五メートル未満である自動車を使用して行う場合に限る。） 新規則第一条第一項第八号の中型第二種免許に係る応用走行
 - 五 旧規則第一条第一項第八号の普通自動車第二種免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第八号の普通自動車第二種免許に係る応用走行
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第三条第三項第一号、第三号又は第五号に掲げる学科（一）を修了している者は、それぞれ新規則第三条第三項第一号、第三号又は第五号に掲げる学科（一）を修了した者とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則第三条第三項第二号、第四号又は第六号に掲げる学科（二）を修了している者は、それぞれ新規則第三条第三項第二号、第四号又は第六号に掲げる学科（二）を修了した者とみなす。
- 6 この規則の施行の際現に指定自動車教習所における旧規則第一条第一項第二号の大型自動車免許に係る応用走行又は同条第三項第二号の大型自動車免許に係る学科（二）を受けている者（改正法附則第六条の規定により改正法第四条の規定による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十四条第四項の中型自動車第二種免許又は同項の普通自動車第二種免許（以下この項において「普通第二種免許」という。）とみなされる改正法第二条の規定による改正前の道路交通法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許を受けている者を除く。））に対しては、新規則別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲

ける事項に係る教習を一時限並びに新規則別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこととする。ただし、普通第二種免許を受けた者については、この限りでない。

委員會規則第九号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。

委員會規則第二号) 抄

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

委員會規則第一七号)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

(經過措置)

2 次の各号のいずれかに該当する者に対する改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下「新規規則」という。）第一条第二項第一号及び第二号並びに同条第四項第一号、同条第二号及び第二号、第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号、同条第六項第一号並びに同条第八項第一号及び第二号並びに第四

条第一項第一号及び第七号並びに同条第二項の規定の適用については、新規則第一条第二項第号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第二条第二号に定める準中型免許（以下「限定準中型免許」という。）を除く。）」と、同項第二号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同条第四項第一号中「現に」とあるのは「現に限定準中型免許」と、同条第一号及び第一号、第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号、同条第六項第一号並びに同条第八項

第一号及び第二号並びに第四条第一項第一号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同号中「普通免許」とあるのは「限定準中型免許若しくは普通免許」と、同項第七号及び同条第二項の表中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」とする。

改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者

二 改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

改正法施行日において現に次の各号に掲げる

基本操作及び基本走行を修了している者は、それぞれ当該各号に定める基本操作及び基本走行を修了した者とみなす。

一 改正前の指定自

の細目に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第一項第一号の中型自動車免許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一条第一項第一号の中型自動車免許に係る基本操作及び基本走行

二 旧規則第一条第三号の普通自動車免許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一条第五号の普通自動車免許に係る基本操作及び基本走行

三、旧規則第一条第一項第七号の中型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行 新規
則第一条第一項第九号の中型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行

四 旧規則第一条第一項第七号の普通自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行 新規
則第一条第一項第九号の普通自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行

改正法施行日において現に次の各号に掲げる応用走行を修了している者は、それぞれ当該各号に定める応用走行を修了した者とみなす。

旧規則第一条第二号の中型自動車免許に係る応用走行 新規規則第一条第二号の中型自動車免許に係る応用走行

二 旧規則第一条第一項第四号の普通自動車免許に係る応用走行 新規則第一条第二項第六号の普通自動車免許に係る応用走行

三 旧規則第一条第一項第八号の中型自動車第一種免許に係る応用走行 新規則第一条第一

項第十号の中型自動車第二種免許に係る応用
走行

四 旧規則第一条第二項第八号の普通自動車第
二種免許に係る応用走行 新規則第一条第一
項第十号の普通自動車第二種免許に係る応用
走行

改正法施行日において現に次の各号に掲げる学科（一）を修了している者は、それぞれ当該各号に定める学科（二）を修了した者とみなす。

- 一 旧規則第一条第三項第一号の中型自動車免許に係る学科（一） 新規規則第一条第三項第一号の中型自動車免許に係る学科（一）
- 二 旧規則第二条第三項第一号の普通自動車免許に係る学科（一） 新規規則第一条第三項第一号の普通自動車免許に係る学科（一）

三 旧規則第一条第三項第五号の中型自動車第二種免許に係る学科(一) 新規規則第一条第三項第五号の中型自動車第二種免許に係る学科(一)

四 旧規則第一条第三項第五号の普通自動車第二種免許に係る学科(一) 新規則第一条第三項第五号の普通自動車第二種免許に係る学科

科（一）
改正法施行日において現に次の各号に掲げる
学科（一）を修了している者は、それぞれ当該
各号に定める学科（二）を修了した者とみな
す。

- 一 旧規則第一条第三項第二号の中型自動車免許に係る学科（二）
- 二 新規則第一条第三項第二号の中型自動車免許に係る学科（二）
- 三 旧規則第一条第三項第二号の普通自動車免許に係る学科（二）

許に係る学科（二） 新規則第一条第三項第
二号の普通自動車免許に係る学科（二）
三 旧規則第一条第三項第六号の中型自動車第
二種免許に係る学科（二） 新規則第一条第

三項第六号の中型自動車第二種免許に係る学科(二)

二種免許に係る学科(二) 新規則第一条第三項第六号の普通自動車二種免許に係る学科(二)

附 則（平成三〇年六月一日国家公安委員会規則第一二二号）

この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行の日から施行する。

附則（令和六年六月二六日国家公安委員会規則第八号） 抄

（施行期日）

第一条 この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第三条及び第六条の規定 令和八年四月一日

二 第三条並びに附則第四条及び第七条の規定 令和九年四月一日

三 第四条及び附則第五条の規定 令和九年十月一日

（普通免許等に関する経過措置）

第二条 指定自動車教習所における普通自動車免許（以下「普通免許」という。）（運転することができ普通自動車オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許（以下「AT普通免許」という。）を除く。）及び普通自動車二種免許（以下「普通二種免許」という。）（運転することができ普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通二種免許（以下「AT普通二種免許」という。）を除く。）に係る技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第一条の規定による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下この条において「第一条新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

2 この規則の施行の際現に指定自動車教習所において普通免許（AT普通免許を除く。）又は普通二種免許（AT普通二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目並びに科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、第一条新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第一条―第四条関係）

- 一 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他貨物自動車の運転に係る操作
- 二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び

び発進を含む。以下同じ。）、路端における停車及び発進、隘路への進入その他の貨物自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）

三 急ブレーキによる停止を行うための走行 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で貨物自動車に係るもの（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）

四 方向変換及び縦列駐車 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における貨物自動車の運転に係る走行

五 貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行 貨物自動車運転の危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

六 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

七 地形その他の地域の特性に応じた貨物自動車の運転に係る走行

八 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第三号に掲げる事項を除く。）

九 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第九号までに掲げる事項を除く。）

十 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第六号から第九号までに掲げる事項を除く。）

十一 方向変換、縦列駐車及び急ブレーキによる停止を行うための走行 運転車が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行

十二 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行

十三 高速運転に必要な技能に基づく走行 気候、地形その他の地域の特性に応じた走行

十四 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

十五 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識

十六 旅客自動車運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識

十七 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

十八 応急救護処置

十九 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

二十 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識

二十一 旅客自動車運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識

二十二 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

二十三 応急救護処置

別表第三（第一条、第二条、第四条関係）

一 取り直し（自動車を押して歩くことをいう。）、自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他自動車の運転に係る操作（第三号に掲げる事項を除く。）

二 坂道における走行、車両の死角を踏まえた走行、安定を保った走行その他自動車の運転に係る走行（次号から第七号までに掲げる事項を除く。）

三 オートマチック車の特性に応じた自動車の運転に係る操作及び走行 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（第六号に掲げる事項を除く。）

四 カープにおける安全な速度での走行並びに急ブレーキによる停止及び急な方向の変更を行うための走行

五 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行

六 砂利道における走行その他の安定を保つことが困難な状況における走行

七 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他旅客自動車の運転に係る操作

八 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回、人の乗降のための停車及び発進その他の旅客自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）

九 急ブレーキによる停止を行うための走行 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で旅客自動車に係るもの並びに同表に規定する旅客自動車の運転に係る走行（次号から第十号までに掲げる事項を除く。）

十 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転に係る走行

十一 時間的余裕がない場合における旅客自動車の安全な運転に係る走行

十二 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

十三 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

十四 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識

十五 旅客自動車運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識

十六 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

十七 応急救護処置

十八 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

十九 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識

二十 旅客自動車運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識

二十一 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

二十二 応急救護処置

九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

十 地形その他の地域の特性に応じた旅客自動車の運転に係る走行

別表第五（第一条、第二条関係）

一 法第八十八条の二十八第四項各号に掲げる事項であって、別表第一第一号から第三号まで、別表第二第一号から第三号まで及び別表第三第一号から第三号までに掲げる事項に関するもの

二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識

三 応急救護処置

四 前三号に掲げるもののほか、運転に必要な適性の自覚に関する事、交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

別表第六（第一条、第二条関係）

一 法第八十八条の二十八第四項各号に掲げる事項であって、別表第四第一号から第三号までに掲げる事項に関するもの

二 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識

三 旅客自動車運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識

四 応急救護処置

五 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

六 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識

七 旅客自動車運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識

八 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

九 応急救護処置

十 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

十一 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識

十二 旅客自動車運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識

十三 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

十四 応急救護処置

十五 前各号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する事、旅客自動車に係る交通事故の実態の理解に関する事その他の旅客自動車の運転に必要な知識

十六 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識

十七 旅客自動車運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識